

平成10年2月24日

豊島区と豊島郵便局

『災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書』を締結

24日、豊島区役所区長応接室において豊島区と豊島郵便局（局長：寺澤 誠氏）は、『災害時における豊島区、豊島郵便局の協力に関する覚書』の調印を行った。

豊島区では、阪神・淡路大震災後『豊島区緊急災害対策点検調査委員会』を設置し、緊急に実施すべき点について検討した結果、平成7年10月に調査報告『緊急災害対策51の提言』をまとめた。これに沿って、今までにも大規模な災害時における、民間企業との物資あるいは資器材等の優先供給、地方都市との相互応援といった災害協定を締結している。

阪神・淡路大震災時には、被災地への救援物資の輸送が大きな課題となった。

郵便局では、災害時、救援用郵便物の無料配達や郵便貯金の即時支払い・保険料の払込猶予といった利便を図っている。また、建物が倒壊し、被災者が避難所にいても、そこまで救援郵便物を配達するなど、郵便局は、災害時の大きな味方だ。

今回の覚書では、地域の実情に詳しい郵便局員が、被災現場を回って、住民の安否確認や被災状況の把握にあたり、区と情報を相互提供したり、郵便局の施設を避難場所として提供する、郵便局の車両を緊急連絡用車両として提供する、といった協力関係を結ぶことで、区と共に、地域の災害復興をめざす。

なお、豊島区では、阪神・淡路大震災後、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合(H9.2.4)、埼玉県三芳町(H9.2.10)、豊島薬業組合(H9.2.25)、豊島池袋食品衛生協会・豊島長崎食品衛生協会(H9.7.23)等25の団体とそれぞれ災害協定を結んでおり、災害時には、区と民間と関係機関が力を合わせて、街を守っていく体制づくりが進められている。

詳細：防災課長